

令和7年度 人権教育全体計画

関係法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・児童の権利に関する条約
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・学習指導要領
- ・男女平等参画基本条例
- ・人権教育・啓発に関する基本方針
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会教育目標等
- ・人権教育の指導の在り方について〔第三次とりまとめ〕

学校教育目標

- 深く考える子
- 仲よく助け合う子
- すすんでやりぬく子
- 体をじょうぶにする子

児童・保護者・地域の願い等

- 確かな学力の定着
- 思いやりの心の育成
- 社会性の育成

本校 人権教育の目標

一人一人の児童が自分を大切にするとともに他の人も大切にすることを正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする子供を育てる。

指導の実態把握

- ・校内の言語環境の確認
(生活指導部との連携
…言葉遣い・呼称など)
- ・自己表現力・コミュニケーション能力の把握
(たてわり班の異年齢集団の活動などを通して)

人権教育の推進を通して育てたい児童像

- いじめや偏見、差別等をなくし、思いやりの心をもって友達とかかわり合う児童
- 自ら考え、他を認め、よりよく生きようとする児童

全教育活動における指導のねらい

人とのかかわりの中で自他を大切にすることを学ぶ

人権教育にかかわる年間指導計画作成のための方針

- 教師と児童の信頼関係を築き、一人一人のよさを認めることを重視した指導をする。
- 児童の望ましい人間関係の育成のために、道徳授業を中心に、道徳教育を学校の教育活動全体を通して行う。
- 各教科においては、児童同士がかかわり合う学習活動を行うようにし、ともに学び合うことの大切さを実感することができる指導を展開する。
- 教科等の学習や学校行事、日常の社会生活の中から人権課題について学ぶ機会を設定する。
- 特別活動や総合的な学習の時間を中心に関連的な指導を図り、人権課題について考えさせる。

教職員の研修

- ・道徳教育の充実
- ・児童の情報交換会
- ・道徳授業地区公開講座
- ・心の教育研修会
- ・校内OJT

学年学級経営

- できる喜びを味わえる学習
- 相手のことを思いやる心の育成
- コミュニケーション能力の育成

校内全体の具体的な取り組み

- 生活アンケート
- いじめへの取り組み…「言葉で考える」「自己肯定感を育てる」
- あいさつ運動
- 学期初めの生活目標による取り組み

家庭・地域社会等との連携

- ・学校だより
- ・学年・学級だより
- ・個人面談
- ・保護者会
- ・道徳授業地区公開講座
- ・学校公開
- ・地域パトロール
- ・すすくすくスクール会議
- ・五葉会